



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 本会など3団体、厚労大臣・保険局長へ要望書 看護職員の収入増のさらなる対応を求める

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員 76 万人）は公益財団法人日本訪問看護財団、一般社団法人全国訪問看護事業協会と連名で12月6日、後藤茂之厚生労働大臣と濱谷浩樹保険局長に、看護職員の収入増に関する要望書を提出しました。

看護職員の年齢層として就業者が最も多い 40代前半では全労働者と比べて賃金が 7 万円以上低い状態です。

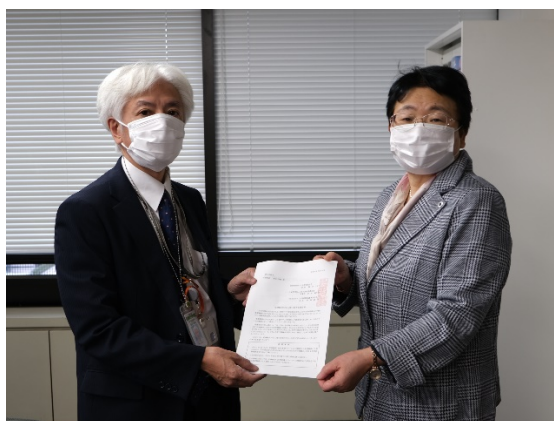
看護職員の収入増については、令和 3 年度補正予算案において、一定の救急医療を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を 1%程度引き上げるための措置を令和 4 年 2 月から実施する方針が示され、政府の経済対策では、「10 月以降の更なる対応について、令和 4 年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる」とされています。

本会など 3 団体は、この「更なる対応」について、下記の 3 つの要望を行いました。

この日は福井会長が濱谷保険局長に要望書を手渡しました。要望書を受け取った濱谷保険局長は、看護職員に確実に支払われたことを確認することについて言及しました。

本会では、引き続き看護職の処遇改善に取り組んでいきます。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。



濱谷保険局長（左）に要望書を手渡す福井会長

### 《 要望事項 》

1. 令和 4 年 10 月より、医療機関、訪問看護ステーションに勤務する看護職員の月額 12,000 円（平均賃金額 3%相当）の給与引上げを行うための措置を、令和 4 年度診療報酬改定において講じられたい。
2. 1. を実施するため、令和 4 年度当初予算で必要な措置を講じられたい。
3. 1. の措置にあたっては、医療機関、訪問看護ステーションに措置された増収分が確実に看護職員の収入増につながる仕組みとされたい。

令和 3 年 12 月 6 日

厚生労働大臣

後藤 茂之 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子

公益財団法人 日本訪問看護財団  
理事長 清水 嘉与子

一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
会長 尾 崙 新 平



### 看護職員の収入増に関する要望書

岸田内閣総理大臣のもと、新型コロナウイルス感染症に対峙してきた医療現場などで働く看護職員の収入増を図るとの方針が示され、具体的な方策が検討されていることについて、看護職能団体として大きな期待を寄せております。

看護職員の平均年齢は 43.5 歳です。年齢層として就業者が最も多い 40 代前半では全労働者と比べて賃金が 7 万円以上低い状態です。

看護職員の収入増については、令和 3 年度補正予算案において、一定の救急医療を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を 1% 程度引き上げるための措置を令和 4 年 2 月から実施する方針が示されました。政府の経済対策では、「10 月以降の更なる対応について、令和 4 年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる」とされています。

つきましては、看護職員の収入増の実現のため、上記の「更なる対応」につき、以下の事項を要望いたします。

#### 要 望 事 項

1. 令和 4 年 10 月より、医療機関、訪問看護ステーションに勤務する看護職員の月額 12,000 円(平均賃金額 3%相当)の給与引上げを行うための措置を、令和 4 年度診療報酬改定において講じられたい。
2. 1.を実施するため、令和 4 年度当初予算で必要な措置を講じられたい。
3. 1.の措置にあたっては、医療機関、訪問看護ステーションに措置された増収分が確実に看護職員の収入増につながる仕組みとされたい。

令和3年12月6日

厚生労働省

保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



公益財団法人 日本訪問看護財団  
理事長 清水 嘉与子



一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
会長 尾寄 新平



### 看護職員の収入増に関する要望書

岸田内閣総理大臣のもと、新型コロナウイルス感染症に対峙してきた医療現場などで働く看護職員の収入増を図るとの方針が示され、具体的な方策が検討されていることについて、看護職能団体として大きな期待を寄せております。

看護職員の平均年齢は43.5歳です。年齢層として就業者が最も多い40代前半では全労働者と比べて賃金が7万円以上低い状態です。

看護職員の収入増については、令和3年度補正予算案において、一定の救急医療を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を1%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施する方針が示されました。政府の経済対策では、「10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる」とされています。

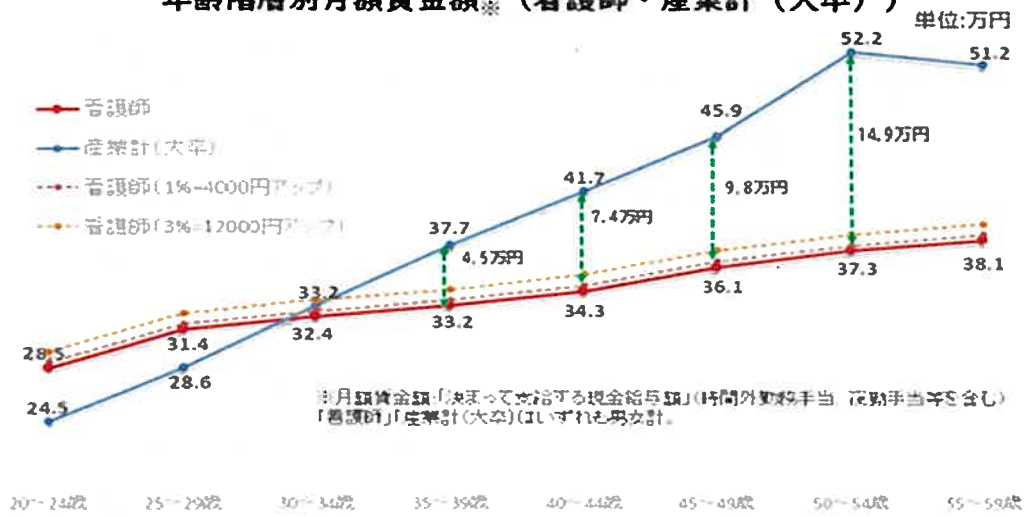
つきましては、看護職員の収入増の実現のため、上記の「更なる対応」につき、以下の事項を要望いたします。

#### 要 望 事 項

1. 令和4年10月より、医療機関、訪問看護ステーションに勤務する看護職員の月額12,000円(平均賃金額3%相当)の給与引上げを行うための措置を、令和4年度診療報酬改定において講じられたい。
2. 1.を実施するため、令和4年度当初予算で必要な措置を講じられたい。
3. 1.の措置にあたっては、医療機関、訪問看護ステーションに措置された増収分が確実に看護職員の収入増につながる仕組みとされたい。

(参考)

【図】 看護職員賃金引き上げの効果  
年齢階層別月額賃金額※（看護師・産業計（大卒））



図中実線は「厚生労働省,令和2年賃金構造基本統計調査」による